

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

- ・住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法に基づき市町村から住民の本人確認情報(氏名、住所、生年月日及び性別(以下これらを「4情報」という。))、個人番号並びに住民票コード並びにこれらの変更に関する情報)に関する通知を受け、都道府県サーバに「都道府県知事保存本人確認情報」として保存する。
- ・附票連携システムにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法に基づき市町村から住民の附票本人確認情報(4情報、住民票コード並びにこれらの変更に関する情報)に関する通知を受け、附票都道府県サーバに「都道府県知事保存附票本人確認情報」として保存する。
- ・本人確認情報及び附票本人確認情報を取り扱う本県職員には住民基本台帳法に基づく守秘義務が課されるほか、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、操作履歴の記録・確認を行うなど、不正利用の防止を図っている。
- ・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムは、専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる監視、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコルを使用せず、独自のアプリケーションを用いるなど、厳格な不正アクセス対策を講じている。
- ・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは、1箇所に集約し、全都道府県が運用・監視を地方公共団体情報システム機構に委託している。

評価実施機関名

秋田県知事

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の概要	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 秋田県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住基ネット」という。)を市町村と共同して構築している。 住民基本台帳は、住基法に基づき、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する台帳に関する制度を一元化して、住民に関する記録を正確かつ統一に行い、もって住民の利便を増進するものである。市町村においては、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 ※本人確認情報とは、住基法第7条(住民票の記載事項)第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項のことを指す。 秋田県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③秋田県知事から本人確認情報に係る秋田県の他の執行機関(教育委員会等)への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人情報の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 秋田県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報には、個人番号は含まれない。 秋田県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③秋田県知事から附票本人確認情報に係る秋田県の他の執行機関(教育委員会等)への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人情報の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査
③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以下、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバ部分について記載する。
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	秋田県企画振興部市町村課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田県企画振興部市町村課 住所: 秋田県秋田市山王四丁目1-1 電話番号: 018-860-1142
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田県企画振興部市町村課 住所: 秋田県秋田市山王四丁目1-1 電話番号: 018-860-1142
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月27日	I 5② 所属長	秋田県企画振興都市町村課長 奈良聡	課長	事後	
平成31年3月27日	II 1 一つの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	II 2 一つの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	
令和2年2月28日	I 3 法令上の根拠	(平成25年5月31日法律第28号施行時点)	—	事後	
令和2年2月28日	I 3 法令上の根拠		第30条の22(市町村間の連絡調整等)の追加	事後	
令和2年2月28日	II 1 一つの時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和2年2月28日	II 2 一つの時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和2年9月11日	II 1 一つの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年9月11日	II 2 一つの時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和5年12月14日	評価書名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供に関する事務 基礎項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和5年12月14日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	秋田県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	秋田県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	事前	
令和5年12月14日	特記事項	・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法に基づき市町村から住民の本人確認情報(氏名、住所、生年月日及び性別(以下これらを「4情報」という。)、個人番号並びに住民票コード並びにこれらの変更に関する情報)に関する通知を受け、都道府県サーバに「都道府県知事保存本人確認情報」として保存する。 ・本人確認情報を取り扱う本県職員には住民基本台帳法に基づく守秘義務が課されるほか、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、操作履歴の記録・確認を行うなど、不正利用の防止を図っている。 ・住民基本台帳ネットワークは、専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる監視、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)を使用せず、独自のアプリケーションを用いるなど、厳格な不正アクセス対策を講じている。 ・都道府県サーバは、1箇所に集約し、全都道府県が運用・監視を地方公共団体情報システム機構に委託している。	・住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法に基づき市町村から住民の本人確認情報(氏名、住所、生年月日及び性別(以下これらを「4情報」という。)、個人番号並びに住民票コード並びにこれらの変更に関する情報)に関する通知を受け、都道府県サーバに「都道府県知事保存本人確認情報」として保存する。 ・附票連携システムにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法に基づき市町村から住民の附票本人確認情報(4情報、住民票コード並びにこれらの変更に関する情報)に関する通知を受け、附票都道府県サーバに「都道府県知事保存附票本人確認情報」として保存する。 ・本人確認情報及び附票本人確認情報を取り扱う本県職員には住民基本台帳法に基づく守秘義務が課されるほか、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、操作履歴の記録・確認を行うなど、不正利用の防止を図っている。 ・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムは、専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる監視、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコルを使用せず、独自のアプリケーションを用いるなど、厳格な不正アクセス対策を講じている。 ・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは、1箇所に集約し、全都道府県が運用・監視	事前	
令和5年12月14日	I 1①	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	I 1②	秋田県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。))に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住基ネット」という。)を市町村と共同して構築している。 住民基本台帳は、住基法に基づき、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する台帳に関する制度を一元化して、住民に関する記録を正確かつ統一的行い、もって住民の利便を増進するものである。市町村においては、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 ※本人確認情報とは、住基法第7条(住民票の記載事項)第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項のことを指す。 秋田県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③秋田県知事から本人確認情報に係る秋田県その他の執行機関(教育委員会等)への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人情報の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 略 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 秋田県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報には、個人番号は含まれない。 秋田県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③秋田県知事から附票本人確認情報に係る秋田県その他の執行機関(教育委員会等)への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人情報の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査	事前	
令和5年12月14日	I 1③	住民基本台帳ネットワークシステム ※「2.特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以下、都道府県サーバ部分について記載する。	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※「2.特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以下、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	
令和5年12月14日	I 2	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	
令和5年12月14日	I 3法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	
令和5年12月14日	II 1 一つの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	
令和5年12月14日	II 2 一つの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事前	
令和6年10月1日	I 1③	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※「2.特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以下、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバ部分について記載する。	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※「2.特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以下、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 3法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)	事前	
令和6年10月1日	II 1 いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事前	
令和6年10月1日	II 2 いつの時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事前	
令和6年10月1日	IV 8 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和6年10月1日	IV 9 人手を介在させる作業判断の根拠	—	住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。		